

## 令和5年度鹿屋市年間監査計画

鹿屋市監査委員監査基準第15条第2項及び第3項に規定する年間監査計画を次のとおりとする。

### 1 当年度の監査目標

本市においては「鹿屋市役所スマート化計画」に基づき、行財政事務に係る電子化やペーパーレス化を進めており、監査においてもこれまでの関係書類に加えて電子データの確認を行い、事務処理が法令等に基づき適正に執行され、合理的かつ効率的であるかを視点において監査等を実施する。

また、監査結果における各課等共通の指摘内容については、全庁的に共有できるよう引き続き関係課に指導し、改善を求めるものとする。

### 2 監査の種類、対象

#### (1) 財務監査

ア 定期監査 財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか毎年度監査する。

定期監査は、実施を1期、2期、3期に区分して行い、実施計画はその期別に策定する。

	対 象		実施（予定）時期
	部 等	年度	
1期	農林商工部 建設部	令和4年度	4月～5月
2期	上下水道部 輝北総合支所 串良総合支所 吾平総合支所 教育委員会事務局 (小・中学校を除く教育機関を含む) 議会事務局 選挙管理委員会事務局 農業委員会事務局	令和5年度	10月～11月
	教育委員会（小・中学校） ※別表（学校監査計画表）		
3期	市長公室 総務部 保健福祉部 市民生活部 出納室 監査委員事務局 公平委員会事務局	令和5年度	1月～2月

イ 随時監査 監査委員が必要と認めるときは、定期監査に準じて監査する。

## (2) 行政監査

事務の執行が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか毎年度監査する。

実施対象、実施（予定）時期、実施体制及び実施方法は、定期監査に併せて監査する。

## (3) 財政援助団体等に対する監査

補助金、交付金、負担金等の財政的援助を与えている団体、出資している団体及び公の施設の管理を行わせている団体の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われているか監査する。

対 象	実施（予定）時期
令和3年度分・令和4年度分 (必要に応じ令和5年度分)	10月

## (4) 例月出納検査

会計管理者、水道事業管理者及び下水道事業管理者の現金の出納事務が正確に行われているか検査する。

対 象	実施（予定）時期
一般会計、特別会計 水道事業会計 下水道事業会計	毎月 (おおむね25日)

## (5) 決算審査

決算その他関係書類が法令に適合し、かつ、正確であるか審査する。

対 象	実施（予定）時期
水道事業会計 令和4年度分 下水道事業会計 令和4年度分	6月
一般会計 令和4年度分 特別会計 令和4年度分	7月

## (6) 基金の運用状況審査

基金の運用の状況を示す書類の計数が正確であり、基金の運用が、确实かつ効率的に行われているか審査する。

対 象	実施（予定）時期
令和4年度分	5月

### (7) 健全化判断比率及び資金不足比率審査

健全化判断比率及び資金不足比率、並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ、正確であるか審査する。

対 象	実施（予定）時期
令和4年度分	8月

### (8) その他の監査

(1)から(7)に掲げる監査等のほか、法令の規定に基づき請求又は要求があったとき、若しくは監査委員が必要と認めるときは、法令に基づく下記の監査を実施する。

- ア 住民の直接請求に基づく監査
- イ 議会の請求に基づく監査
- ウ 市長の要求に基づく監査
- エ 公金の収納又は支払事務に関する監査
- オ 住民監査請求に基づく監査
- カ 市長又は企業管理者の要求に基づく職員の賠償責任に関する監査

対 象	実施（予定）時期
請求もしくは要求に基づく	随 時

## 3 年間スケジュール

別紙のとおり

## 4 実施体制

監査委員3名で監査等を実施し、事務局職員が補助する。

監査委員の補助機関である事務局職員は、鹿屋市監査委員監査実務第24条に基づき、事務を執行する。

監査等の実施において、2班体制とする場合は、監査対象内容や事務従事年数等を考慮して、その班編成は事務局長が監査委員に諮り決定する。

## 5 その他

### 監査等の実施方法について

- ① 監査等に先立って資料、関係書類及び電子データを事務局職員が事前に確認、突合する。
- ② 事前確認結果を監査委員へ報告する。
- ③ 監査委員が対象課等への質問及び説明の聴取等により監査等を実施する。

(別紙) 年間スケジュール

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
定期 監 査	1期	監 査 実 施		講 評	報 告 (公 表)		措 置 状 況 縮 切					次 年 度 実 施 計 画 通 知 資 料 請 求	次 年 度 資 料 縮 切
	対 象 部 等	農 林 商 工 部、 建 設 部											
	2期					実 施 計 画 通 知 資 料 請 求	資 料 縮 切	監 査 実 施		講 評	報 告 (公 表)		措 置 状 況 縮 切
	対 象 部 等	上 下 水 道 部、 各 総 合 支 所、 教 育 委 員 会 事 務 局、 議 会 事 務 局、 選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局、 農 業 委 員 会 事 務 局											
査	3期	前 年 度 分 報 告 (公 表)		前 年 度 分 措 置 状 況 縮 切					実 施 計 画 通 知 資 料 請 求	資 料 縮 切	監 査 実 施		講 評
	対 象 部 等	市 長 公 室、 総 務 部、 保 健 福 祉 部、 市 民 生 活 部、 出 納 室、 監 査 委 員 会 事 務 局 (公 平 委 員 会 事 務 局)											
財 政 援 助 団 体 等 監 査						デ ー タ 抽 出 実 施 計 画	資 料 縮 切	実 施 2 日 間	講 評	報 告 (公 表)		措 置 状 況	
例 月 出 納 検 査	例 月 出 納 検 査	3 月 分	4 月 分 2 年 度 分	5 月 分 2 年 度 分	6 月 分	7 月 分	8 月 分	9 月 分	10 月 分	11 月 分	12 月 分	1 月 分	2 月 分
	報 告	2 月 分	3 月 分	4 月 分	5 月 分	6 月 分	7 月 分	8 月 分	9 月 分	10 月 分	11 月 分	12 月 分	1 月 分
	証 拠 書 類 確 認	2 月 分	3 月 分	4 月 分	5 月 分	6 月 分	7 月 分	8 月 分	9 月 分	10 月 分	11 月 分	12 月 分	1 月 分
	是 正 事 項 縮 切	1 月 分	2 月 分	3 月 分	4 月 分	5 月 分	6 月 分	7 月 分	8 月 分	9 月 分	10 月 分	11 月 分	12 月 分
決 算 審 査 等	基 金		・ 事 前 審 査 ・ ヒ ア リ ン グ ・ 審 査		意 見 書 提 出 (上 旬)							実 施 計 画	通 知 資 料 請 求
	水 道 事 業 会 計 下 水 道 事 業 会 計	柵 卸 実 地 検 査	・ 事 前 審 査	・ ヒ ア リ ン グ ・ 審 査	意 見 書 提 出 (下 旬)								実 施 計 画
	一 般 ・ 特 別 会 計			通 知 資 料 請 求 ・ 事 前 審 査	・ ヒ ア リ ン グ ・ 審 査	意 見 書 提 出							実 施 計 画
	健 全 化 判 断 比 率 等			通 知 資 料 請 求	・ 事 前 審 査	・ ヒ ア リ ン グ ・ 審 査 意 見 書 提 出							実 施 計 画
諸 会 議 等		県 各 市 監 査 委 員 会 定 期 総 会 (伊 佐 市)						事 務 局 職 員 研 修 会 (西 之 表 市)	西 日 本 都 市 監 査 事 務 研 修 会 (大 分 市)				
備 考												次 年 度 実 施 方 針 年 間 監 査 計 画 例 月 出 納 検 査 実 施 計 画	

※ 年間計画の詳細は、別添の「定期監査等年間計画予定表」を参照